

教育・保育施設及び地域型保育事業の利用定員の設定状況について

1 利用定員の考え方

(1) 設定方法

利用定員の設定は、施設・事業者からの申請に基づき、市町村が行います。設定にあたっては、施設・事業者の意向を考慮しつつ、当該施設での最近における実利用人数の実績や今後の見込みなどを踏まえた適切な利用定員を設定することとされています。

利用定員は認可定員に一致させることが基本ですが、恒常的に利用定員が少ない場合は、認可定員を超えない範囲内で利用状況を反映し設定することが必要とされています。

子ども・子育て支援法において、利用定員の設定にあたっては、審議会その他の合議制の機関を設置している場合はその意見を、その他の場合にあつては子どもの保護者その他子ども・子育て支援に係る当事者の意見を聴かなければならないとされており、本市では子ども・子育て会議で意見を聴取し、県への協議を行います。

(2) 設定区分

1号、2号、3号の認定区分ごとに利用定員を定めます。ただし、3号については、0歳児と1～2歳児に区分して定めるものとしています（川崎市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営の基準に関する条例）。

(3) 利用定員の範囲

認定こども園、保育所 20人以上

小規模保育事業 6人以上19人以下

家庭的保育事業 5人以下

事業所内保育事業（小規模型）19人以下、（保育所型）20人以上

2 施設種別

次の「教育・保育施設」、「地域型保育事業」について、平成30年4月に運営する施設・事業者に対し、利用定員を定めます。

教育・保育施設、地域型保育事業	施設・事業種別
(1) 教育・保育施設	認可保育所 認定こども園（幼保連携型、幼稚園型） 幼稚園（施設型給付）
(2) 地域型保育事業	小規模保育事業A型 小規模保育事業B型 小規模保育事業C型 家庭的保育事業 事業所内保育事業

3 区別の状況

(1) 教育・保育施設

① 新規開設園（資料1-2）

●認可保育所

提供区域	施設数	利用定員				
		1号	2号	3号 (0歳)	3号 (1-2歳)	合計
川崎区	3	0	156	21	78	255
幸区	3	0	100	17	63	180
中原区	9	0	300	57	183	540
高津区	6	0	256	42	142	440
宮前区	4	0	165	26	89	280
多摩区	3	0	126	24	70	220
麻生区	2	0	57	9	34	100
合計（全市域）	30	0	1,160	196	659	2,015

●認定こども園（幼保連携型）

提供区域	施設数	利用定員				
		1号	2号	3号 (0歳)	3号 (1-2歳)	合計
宮前区	1	30	33	6	21	90
合計（全市域）	1	30	33	6	21	90

●認定こども園（幼稚園型）

提供区域	施設数	利用定員				
		1号	2号	3号 (0歳)	3号 (1-2歳)	合計
川崎区	1	80	10	0	0	90
宮前区	1	340	35	0	0	375
合計（全市域）	2	420	45	0	0	465

●幼稚園（施設型給付）

提供区域	施設数	利用定員				
		1号	2号	3号(0歳)	3号 (1-2歳)	合計
幸区	1	235	0	0	0	235
合計（全市域）	1	235	0	0	0	235

②定員変更・施設類型変更（資料1－3）

●認可保育所

提供区域	施設数	差し引き利用定員				合計
		1号	2号	3号 (0歳)	3号 (1-2歳)	
幸区	1	0	1	0	4	5
中原区	2	0	9	6	5	20
高津区(※)	1	0	28	6	16	50
合計(全市域)	4	0	38	12	25	75

※本園・分園化に伴う定員の変更を含む。

●認定こども園（幼保連携型）

提供区域	施設数	差し引き利用定員				合計
		1号	2号	3号 (0歳)	3号 (1-2歳)	
宮前区	1	▲45	45	0	0	0
合計(全市域)	1	▲45	45	0	0	0

●幼稚園（施設型給付）

提供区域	施設数	差し引き利用定員				合計
		1号	2号	3号 (0歳)	3号 (1-2歳)	
川崎区	1	15	0	0	0	15
合計(全市域)	1	15	0	0	0	15

③廃止園（資料1－5）

●認可保育所

提供区域	施設数	利用定員				合計
		1号	2号	3号 (0歳)	3号 (1-2歳)	
川崎区	1	0	90	0	30	120
高津区	2	0	96	12	52	160
宮前区	1	0	75	9	36	120
多摩区	1	0	54	9	27	90
合計(全市域)	5	0	315	30	145	490

(2) 地域型保育事業

①新規開設園（資料1-4）

●小規模保育事業A型

提供区域	施設数	利用定員				
		1号	2号	3号 (0歳)	3号 (1-2歳)	合計
川崎区	2	0	0	7	20	27
中原区	2	0	0	11	22	33
高津区	2	0	0	12	26	38
麻生区	1	0	0	0	19	19
合計（全市域）	7	0	0	30	87	117

●小規模保育事業C型

提供区域	施設数	利用定員				
		1号	2号	3号 (0歳)	3号 (1-2歳)	合計
宮前区	1	0	0	3	7	10
合計（全市域）	1	0	0	3	7	10

●家庭の保育事業

提供区域	施設数	利用定員				
		1号	2号	3号 (0歳)	3号 (1-2歳)	合計
麻生区	1	0	0	1	4	5
合計（全市域）	1	0	0	1	4	5

② 定員変更（資料1－4）

●家庭的保育事業

提供区域	施設数	差し引き利用定員				合計
		1号	2号	3号(0歳)	3号(1-2歳)	
高津区	1	0	0	0	1	1
合計（全市域）	1	0	0	0	1	1

●事業所内保育事業

提供区域	施設数	差し引き利用定員				合計
		1号	2号	3号(0歳)	3号(1-2歳)	
麻生区	1	0	0	3	7	10
合計（全市域）	1	0	0	3	7	10

③ 廃止園（資料1－5）

●家庭的保育事業

提供区域	施設数	利用定員				合計
		1号	2号	3号(0歳)	3号(1-2歳)	
宮前区	1	0	0	1	4	5
麻生区	1	0	0	1	3	4
合計（全市域）	2	0	0	2	7	9